

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木千加士

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 2 年 6 月 7 日

許可の有効年月日 令和 9 年 6 月 6 日

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
産業廃棄物の種類

燃え殻／汚泥／廃油（タールピッチ類を除く。）／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／動植物性残さ／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／鋳さい／ばいじん（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）（以上 11項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 17 年 6 月 7 日	新規許可
平成 27 年 6 月 7 日	更新許可
令和 2 年 6 月 7 日	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 市名

無

許可番号

—

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無



滋賀県指令廃第 467 号

静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

丸両自動車運送株式会社

令和 2 年 4 月 16 日付けで申請のありました産業廃棄物収集運搬業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

令和 2 年(2020年) 6 月 7 日

滋賀県知事 三日月大造



1. 許可業種

収集運搬業（積替えのための保管を除く）

2. 産業廃棄物の種類

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

燃え殻／汚泥／廃油（タールビッチ類を除く。）／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／動植物性残さ／金属くず／ガラスくず／コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／鉱さい／ばいじん（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）（以上 11項目）

3. 許可期限または条件

許可期限は令和 9 年(2027年) 6 月 6 日までとします。

教示事項

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。